○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する

○標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

○防災行政無線の管理及び運用に関する規則 ○公有財産規則の一部を改正する規則 ○核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則 ○産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(1)

○文書規程の一部を改正する訓令 ○公印規程の一部を改正する訓令 宮

○県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則 ○情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 ○個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○県職員宿舎規則の一部を改正する規則 する特定事業主等を定める規則

○行政不服審査法施行細則

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正す

入

事

課

ページ

○平成十五年宮城県告示第三百十一号

○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する

○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職員厚生課)

四六

示

宮城海区漁業調整委員会

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員

規

則

目

次

四六

(県政情報公開室)

四六

(行政文書の写し等に対して負担し

なければならない費用)の一部を改正する告示

## 規

則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の 部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十八年三月三十一日

同

## ○宮城県規則第四十九号

(県政情報公開室)

(私学文書課) (職員厚生課)

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)

部を次のように改正する

税

務 同

課

同 同

第二条中「教育委員会並びに」の下に「教育長並びに」を加える

項中「教育長等」を「教育次長等」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「教育長」を「教育 第五条第一項中「教育長、」を「教育次長、」に、「教育長等」を「教育次長等」に改め、 同条第四

三八 次長」に改める

管

財

課

三七 三七 三七 七 六 Ŧi.

(危機対策課)

三八

第六条の見出しを「(教育次長等の専決)」に改め、 同項第十号中「教育長」を「教育次長」に改め、 同条第一項中 同項第十二号中「同条第十二項」を「同条第 「教育長等」を「教育次長等」に

+ | 項」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

入

事

課

三八

同

附

附則第一

二項中

「教育長」を「教育次長」に改める。

この規則は、

平成二十八年四月一日から施行する。

私学文書課 同 四 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第 一項に規定する特定事業主等を定める

行

発 宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267

宮

(毎週火,金曜日発行)

○本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税 市

町 務

村 課 課

四 五

規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

○宮城県規則第五十号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十五条第一項に規定する特定事業主等を定 める規則

同表の下欄に掲げる者とする。 成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定 行令」という。)第一条第二項の規則で定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平 めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、施行令第一条第二項の規則で定める職員は、それぞれ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号。以下「施

議会の議長 選挙管理委員会 公営企業管理者 宮城海区漁業調整委員会 代表監査委員 人事委員会 議会の議長が任命する職員 宮城海区漁業調整委員会が任命する職員 代表監査委員が任命する職員 選挙管理委員会が任命する職員 公営企業管理者が任命する職員 知事が任命する職員 人事委員会が任命する職員

附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

県職員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第五十一号

県職員宿舎規則の一部を改正する規則

県職員宿舎規則 第四条第四号中「又は」を「(教育庁にあつては、教育次長。以下同じ。) 又は」に改める。 (昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

行政不服審査法施行細則をここに公布する

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県規則第五十二号

行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。)の施行 に関し、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)及び行政不服審査法施行規則 (平成二十七年総務省令第五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(提出書類等の閲覧等の申請

第二条 法第三十八条第一項、法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一項及び 覧又は提出書類等の写し等の交付の求めは、提出書類等の閲覧・写し等の交付申請書 (様式第一号) により行うものとする。 法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項の規定による提出書類等の閲

- 2 減免を受けようとする者は、提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免申請書(様式第二号)に より申請しなければならない 経済的困難により前項の交付に係る手数料を納入する資力がないことを理由として当該手数料の
- 3 書に添えて提出しなければならない 前項の申請を行う者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を手数料減免申請
- ことを理由として当該申請をする場合 当該扶助を受けていることを証明する書面 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている
- 二 その他の事実を理由として当該申請をする場合 当該事実を証明する書面

法第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第 し等の交付並びに法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による提出資料 法第三十八条第一項、 法第九条第三項において読み替えて適用する法第三十八条第一 一項の規定による提出書類等の写

号外第10号	平成28年	3月31日	木曜日	宮	城	県	公	報			(4)
	3 手数料の全部又は一部の免除を求める理由	2 交付を求める提出書類等の写し等の内容	(3) 番鱼請豕 (冉番鱼請豕) に係る処分等			<ol> <li>交付を求める提出書類等の写し等に係る審査請求(再審査請求)</li> <li>(1) 審査請求(再審査請求)年月日</li> </ol>	提出書類等の写し等の交付に係る手数料の全部又は一部を免除するよう申請します。	提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免申請書	住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)	殿	様式第2号(第2条関係) 年 月 日
			2 納入する主数料の額 円 収入証紙貼付欄				1 交付を求める提出書類等の写し等・提出資料の写し等の内容	tin the second s	宮城県知事 殿 住所及び氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名)	手数料納入書	様式第3号(第3条関係) 年 月 日

平成二十八年三月三十一日個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

# ○宮城県規則第五十三号

# 個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

様式第四号から様式第七号までの規定中個人情報保護条例施行規則(平成八年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 、この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し、で6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての刑门しの訴えを提起することができます。
  この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に靠者請求をすることができます。ただし、決定があったこと
- て3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってら、決定の日の翌日から起算して1年をを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
  2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決が、以あった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の

## 改める。

くなります。

宮

日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができな

## 様式第十二号中

- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記の「開示を実施する年月日」までに、知事に対して異議申立てに併せて開示処分の勢行停止の申立てがない場合は、貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。
- \*\* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。また、この決定についての取消しの訴えに併せて、同裁判所に開示処分の執行停止の申立てをすることができます。

(5)

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 上記の「開示を実施する年月日」までに、行政不服審査法(平成26年法律第68号)又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による開示処分の執行停止の申立てがない場合は、貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。

## 改める。

様式第十五号、様式第十六号、様式第二十号及び様式第二十一号中

- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算しやて6か月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から6か月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができます。
- 「1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決が こあった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 改める。

様式第二十二号中「異議申立てに」を「審査請求に」に、「第38条」を「第37条」に、

7									
_	異議申立年月日	年	Я	Ш					
		年	Я	ш	第	和			
	田様日小人ら本中でなり	(決定の内容)							$\neg$
	異議甲立ての対象となっ た決定							<u>خ</u>	
	諮問をした年月日	年	Я	Ш					$\neg$
	担当課 (室) 所	電話番号(	<u> </u>		内線				
1								-	
_	審査請求年月日	年	Я	Ш					
		年	Я	ш	第	号			
	<b>泉水譜状の牡布となって</b>	(決定等の内容)							
	决定等							VC	改
	問をした年月	年	Я						_
	担当課(室)	電話番号(			内線			<u></u>	
改改	則は、則	月一日から施行さ	3 °						$\neg$
准	<b>→ →</b>	:を改正する規則な	をここに	公布する。					
				宮城県知恵	村		浩		
0.0	呂城県規則第五十四号								
		明	※ 田 以 年 月 田 学 ピ ・	※ 申 立 年 月 日 年 月 日 年 月 日   年 月 日   年 月 日   年 月 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	※ 申 立 年 月 日 年 月 日 年 月 日   年 月 日   年 月 日   年 月 日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	議 申 立 年 月 日 年 月 日 祭 (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定等の内容) (決定等の内容) (決定等の内容) (別は、平成二十八年四月一日から施行する。 (別は、平成二十八年四月一日から施行する。 (決定等の内容) (計算	操 中 立 年 月 日   年 月 日   第 号   2 年 月 日   第 号   2 年 月 日   第 号   2 年 月 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 月 日 日   1 年 日 日   1 年 日 日   1 年 日	議 中 立 年 月 日 年 月 日 第 号   1 日	議 申 立 年 月 日 第 号 (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定の内容) (決定等の内容)

# 情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

様式第三号から様式第六号までの規定中 情報公開条例施行規則(平成十一年宮城県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し て60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。

を

2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し の取消しの訴えを提起することができます。 定があった日から6箇月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定について て6箇月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を 経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 て3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったこと
- 県知事となります。), この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし, 決定又 日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができな あった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城 は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の て6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決が この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

## 以める。

## 様式第十号中

1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

の取消しの訴えを提起することができます。 定があった日から6箇月以内)に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定について て6箇月以内(この決定についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決 て60日以内に、知事に異議申立てをすることができます。 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し 経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 を知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を て3か月以内に、宮城県知事に審査請求をすることができます。ただし、決定があったこと
- て6か月以内(この決定についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決が この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

た決定等

審査請求の対象となっ

(決定等の内容)

併

П П

Ш Ш

徭

亨

劵

査

嘂

쑀

併

Д

Ш

併

(7)

描

账

誤

電話番号

霑

噩

4

 $\subset$ 

45

併

 $\mathbb{H}$ 

Ш

併

 $\mathbb{H}$ 

Ш

県知事となります。)、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定又 あった日から6か月以内)に宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城 日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができな は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても,決定又は裁決の

导 政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による開示処分の執行停止の申立てがない場 上記の「開示を実施する年月日」までに、行政不服審査法(平成26年法律第68号)又は行 貴殿(貴団体)に関する情報を開示することになりますので、承知願います。

改める。

様式第十二号中「異議申立てに」を「審査請求に」に、「第15条」を「第14条」に、

				_
担当	諮問をした年月	異議申立ての対象となった決定		異議申
	L t	7,9		
黑	往	类		立年月
(所)	Я	(). XIII.		
	П	*		П
電話番号(	4	(決定の内容)	5	25.
	年	<b>为容)</b>	年	年
	月		Я	Л
	П		Н	Ш
内線			第	
			号	
_		<b>*</b>		

改める。

に

## 附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

## ○宮城県規則第五十五号

宮城県県税条例施行規則の一部を改正する規則

第六条第一項の表特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の項の次に次のように加える。 宮城県県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

住所又は居所の所在地

普通徴収、 に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合における条例第百八条の二第一項に規定する 第六条第一項の表自動車税 同条第二項に規定する証紙徴収、同条第三項に規定する普通徴収及び自動車税の特例に関 (所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかが法令の規定

にある場合に限る。)つて、かつ、所有者又は使用者の住所地が県外つて、かつ、所有者又は使用者の住所地が県外の場合であ 仙台中央県税事務所所轄の地

する条例第二条に規定する証紙徴収に限る。)の項の次に次のように加える。

請書を提出した納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。 しくは提出を求める場合においては、 県税事務所長は、法第十五条の二第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若 その旨を記載した徴収猶予申請書等補正通知書により当該申

に

3

項又は第二項」に改め、

第十二条第二項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、

同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

同条第三項中

前

項」を

第

第十二条に次の二項を加える。

5 押解除申請書を県税事務所長に提出しなければならない 法第十五条の二の三第二項の規定により差押えの解除を受けようとする者は、 徴収猶予に伴う差

県税事務所長は、 前項の規定による申請により差押えを解除したときは、 遅滞なく差押解除通知

6

書により納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない

価の猶予処分通知書」を 第十二条の七の見出しを「(職権による換価の猶予等の通知)」に改め、 項」を「第十五条の五の三第二 「換価の猶予取消通知書」に改め、 一項において読み替えて準用する法第十五条の三第一項」 同条の次に次の一条を加える。 同条第二項中 「第十五条の に、 換

(申請による換価の猶予の申請等

第十二条の七の二 予申請書を県税事務所長に提出しなければならない 法第十五条の六第一項の規定により換価の猶予を受けようとする者は、 換価の猶

2 法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定により換価の猶予期間の延長を

受けようとする者は、換価の猶予期間延長申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

3 旨を記載した換価の猶予申請書等補正通知書により、当該申請書を提出した滞納者に通知しなけれ の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合においては、その 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二第六項

4 県税事務所長は、 遅滞なく換価の猶予処分通知書又は換価の猶予期間延長処分通知書により滞納者に通知しなけ 第 一項又は第二項の規定による申請書を受理したときは、 審査の上処分を決定

5 たときは、 県税事務所長は、第一項又は第二項の申請により換価の猶予をした者について法第十五条の六の |第二項において読み替えて準用する法第十五条の三第一項の規定により換価の猶予の取消しをし 換価の猶予取消通知書により滞納者に対し通知しなければならない

第二十一条第二項第一号中「(昭和四十年法律第三十三号)」を削る

号を加える 第三十四条第一項中「第九項」を「第十四項」に改め、第五号を第十号とし、 第四号の次に次の五

Ŧî. 若しくは建築物又は指定宅地若しくはその使用収益権を有していた事実を証明する書類 法第七十三条の十四第十項に該当するときは、 防災街区整備事業の施行地区内に宅地、 借地

法第七十三条の十四第十一項に該当するときは、 家庭的保育事業の認可を受けたことを証する

七 する書類 法第七十三条の十四第十二 一項に該当するときは、 居宅訪問型保育事業の認可を受けたことを証

法第七十二 一条の十四第十三項に該当するときは、 事業者内保育事業の認可を受けたことを証

九 法第七十三条の十四 第十四項に該当するときは、 生活困窮者就労訓練事業の認定を受けたこと

を証する書類

別表様式第十八号の項中「徴収猶予申請書」を「徴収猶予申請書 そそ のの 二 に改め、 同項の次に

次のように加える

様式第十八号の二の二 条例第十三条の三

様式第十八号の二の三 財産収支状況書

条例第十三条の三

条例第十三条の三

様式第十八号の二の四 収支の明細書

別表様式第十八号の三の項中 換価の猶予処分通知書」「徴 収 猶 予処分通知書」 を 微収猶予 取消 別 通知書 に、 「その二」

その三」に、 規規規則 則則第第十十十二二 規規規 則則則 第第第 十十二 二二二 条条条 ののの 六四六 に改める

を

別表様式第十八号の四の項中「その二」 を-その三 に、 「規則第十二 一条」を 規則第十二 条条 に

改め、 様式第十八号の五 同項の次に次のように加える。

様式第十八号の六 換価の猶予申請書等補正通知書徴 収 猶 予申請書等補正通知書 徴収猶予に伴う差押解除申請書 規則 第十二 規則第十二 二条の七の二

別表様式第二十一号の七の項を次のように改める。

様式第二十一号の七 換価の猶予申請書

則第十二条の七の二

別表様式第二十一号の七の項の次に次のように加える。

規則第十二条の七の二

様式第二十一号の八 換価の猶予期間延長申請書

様式第二十 一号の九 換価の猶予取消通知書

そそそそのののの 四三二-規規規規則則則 第第第第 十十十十 ----条条条条 のののの 七七七七

一十一号の十 換価の猶予期間延長処分通知書 規則第十二条の七の二

様式第二

別表様式第四十四号の項中 ・ そそそ ののの 三二一 を削る。

別表様式第六十三号の二の項を別表様式第六十三号の項とする。

裏、 様式第五号 (その五) 一) 裏、 様式第四号の三、 様式第八号 様式第五号の二(その二)裏、 (その 様式第五号(その一)裏、 裏、 様式第五号 から様式第十一号までの規定、 (その六) 裏、 様式第五号の二(その三) 様式第五号 (その三) 様式第五号 様式第十三号、 (その七) 裏、 裏 様式第五号の二 様式第五号 (その四) 様式第十五号、 裏、 様式第五号の二 様式第十五 (その四)

(9)	平成28年3月31日	木曜日	宮	城	県	公	報	号外第10号	
									号の二裏、様式第十五号の三、様式第十六号及び様式第十七号の二中「60円一を「3ヵ≒−に致める。

	了城県 万税法第	515条第	<b>第</b>		長り規定		; ŋ,	以下	`のとお	おり徴	収の雑	哲予を申	請し	ます。	)							
申	住 所在	1	電話番·	号		(		)								申請	青年 月	月日		年	月	
請	氏名	名   称													印							
者	個人	番号	・又 は	法人	番号	1.	1	. 個人	番号の	の記載	にあた	こつてに	t, 左 	端を	空欄と	L, 3	ここか	ら記	載してく	ださ 	γ,°	
A.L.	年度	税	目	課税	番号	1 ;	納	期	限	税			 額   力	1	. 金	延	滞	金	滞納処分	費	備	
納 付													円		円			円		円		
( 納 入																						
) すべ																						
へき徴													+									
収													+									
金																						
	納付 徴収 予該当 その詳細		、) す ご 受 け	べきう	徴収す	金る。	のう金額	5,														
新字 事実		   	、) す: 受 t	べよう	徴とす	金る:	の う 額	5.														
が事 というでは 納	予該当 (の詳細)	   	、) す 学 受 け		徴と		)) 金	: 額	年	月	В	納付	( 約	入)	金額	年			日納付	( )		
が事 収にで情 桝 寸 つ	予該詳細 金付るま詳細 ・(ここ)						) 分	2 額 9	年	月	В	納付	(納	入)	円	年	月		日納付	- ( ô 开		円
事 女歩ご手 納付(納入)	予該詳細 金付るま詳細 ・(ここ)						)金 P	2 額 9 9 9	年	月	В	納付	(納	入)	円円	年	Д		日納付	- ( A		円円
事 女持人が手 納付 (納入) 計	予該詳細 金付るま詳細 ・(ここ)						) 分	· 額 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	年	月	В	納付	(納	入)	円	年			日納付	- (c̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄̄	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	円
新事実 	予該詳細 金付るま詳細 ・(ここ)				; (和		) 金 P P	· 額 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				納付	( 納	入)	円 円	年	Л		日納付	一 ( )	<b></b>	円円円円

(11)	平成28年3月31日	木曜日	宮	城	県	公	報	号外第10号	
									様式第十八号の二を次のように改める。

## 様式第18号の2 徵収猶予期間延長申請書 宮城県 所長 殿 地方税法第15条第4項の規定により、以下のとおり徴収の猶予期間の延長を申請します。 住 所 所在地 電話番号 ( ) 請 申請年月日 月 $\exists$ 氏名 名称 印 者 猶予期 年度 税 課税番号 納 期 限 税 加算金 滞納処分費 考 目 額 延 滞 金 備 円 円 円 円 、間の延長を受けようとする徴収 猶予期間内 に猶予を受 けた金額を 納付(納入) することが できない 理 由 年 年 年 月 日 納付(納入)金額 月 日 納付(納入)金額 月 日 納付(納入)金額 納 付 円 円 円 納 円 円 円 入 円 円 円 計 画 円 円 円 延 長 期 間 年 月 日から 月 日まで 月間 担保財産の詳細又は 提供できない 特別の事情 □ 有 担 □ 無 添付する 書 類 □ 財産目録 □ 財産収支状況書 □ 収支の明細書 □ 担保関係書類

(13)	平成28年3月31日	木曜日	宮	城	県	公	報	号外第10号
								に改め、同様式を様式第十八号の三(その三)とし、様式第十八号の二の次に次の五様式を加える。様式第十八号の三(その一)中「嵡15糸嵡 4 嶌」を「嵡15糸の 2 の 2 」に、「60m」を「 3 か 月 」様式第十八号の三(その二)を削る。

<b>卜第10号 平成28年3</b> /	月31日 木曜日	宮	城	是 公	報						(
式第18号の2の2											
			財 産	目 録					年	月	日
1 住所・氏名等											
住 所 在 地				氏 名 称							
2 財産の状況 (1) 預貯金等の状況											
金融機関等の名称	預貯金等預の種類	貯 金	等の額	金融機関	等の名称	預貯のす	金等重類	預	貯金	定 等	の額
	現金		円			V) 1	王 7只				円
			円								円
			円								円
(2) 売掛金・貸付金等	の状況			預 貯 金	等 合 計	(A)					円
売 掛 先 等	の 名 称	•	住 所	種 類	回収予定日	回収	方法	売	掛 会	定 等	
											円
											円 円
											円
(2) 乙の他の肚本の抵訊											
(3) その他の財産の状況									直ちに	納什	(納入)
財	産	0)	種種		類		担保	等	に充っ	てられ	る金額
	等										円
	等 一										円
<u> </u>	産										円
(敷金, 保証金, 保険等	)										円
(4) 借入金・買掛金の状	況						合計(E	3)			円
借入先等の名		会額 月	額返済額	返済終了(	支払) 追加作 日 の 可	# # #	旦 保	提		財	産等
11 / / July 1		円	円	年年年	日 月 可・						
		<del>Т</del>	円	年	月可・						
	ŀ	<b></b>	円	年	月可·	否					
3 現在納付(納入)可能	資金額										
	((A) + (B))		②当面の必要資	資金額 ((C))	③現	在納付	(納入)	可育	<b>と資金</b>	額 (①	)-(2)
	円			P.	3						円
「②当面の必要資金額」	の内容										
	金 額			1	内	容					
支 事 業 支 出	円										
支出見込     事業支出       生活     費       (個人の場合のみ)	円	【扶養	親族	人】							
収 入 見 込	円										

(支出見込)-(収入見込)(C)

円

マイナスになった場合は0円

15)	平成28年3月31日	1 木曜	日	宮	城		県	:	公	報						号	外角	≨10	号
様式第	第18号の2の3																		
				典	産	収	支	状	況	書									
1	住所・氏名等														1	F	月		日
住	所						j	モ	名										
所	在地						1	<b>毛</b>	名称										
2	現在納付(納入)可				1														
現	金及び預貯金等	預貯金等 種	野の 類	預貯金等の額	納付可	· (納 能 金	入) : 額	納	付	(納	入 )	にョ	t	てら	れ	な	6,	事	情
习	金金			円		l	円		運輔	云資金	□ 生活	舌費 [	]	その他	ı				
				円		I	円		運軸	云資金	□ 生活	舌費 [		その他					
				円		ı	円		運車	云資金	□ 生活	舌費 [		その他					
				円		ı	円		運車	云資金	□ 生活	舌費 [		その他					
		現在納作	ナ(納				円												
3	今後の平均的な収入	及水去出	の目	ス全類 (日類)				」 公宝1級	1付(	納入)言	Ьmi								
	区分			見込金額	į	Ī	月	_		<del>加入)。</del> 付 (納入)			_		備考				
	売上, 給与, 報酬				Э		月	+			円								
収入	その他(	)			円		月				円								
					Э		月				円								
	①収入合計				刊		月				円								
	仕入				円 —		月	-			円								
支	給与,役員給与				円 	-	月	+			円								
	家賃等 諸経費				円 円	-	月 月	+			円 円								
	借入返済				· 円	$\vdash$	月	+			円								
出					<b>刊</b>		月				円								
					Э		月				円								
	生活費(扶養親族	人)			円		月				円								
-	② 支 出 合 計				刊		【備る	考】											
(	③ 納付(納入)可能 (①-②)	能基準額			円														
5	財産等の状況																		
(1	売掛金・貸付金等	の状況											_						
売	掛 先 等	0)	名	称·	住	所	売	掛:	金 等	まの 額	回収引		種	類	口	]	収	方	法
										円		•							
										円 円 円		•	$\vdash$		+				
	) その他の母立の母									1.1									
	( ) その他の財産の状	. (7Ľ					$\neg$	団佳	. #4:-	上华			—						
	<b>下動産等</b>						$\dashv$	国債					—						
_ 耳								(保	の作	)			_						
	借入金・買掛金の				I				温沙	文数マ /	士+/ \	4 n+ 白_	<u></u>						
,	借入先等の	名 称	借	入金等の金額	月	額步	逐済	額	年	音終了()	文払) 月 	追加作の可	否	1.1	保	提付	典 財	産	等
				円				円		年	月	可 .	否						

円

円

年 月 可・否

様式第18号の2の4

収支の明細書

年 月 日

1 住所・氏名等

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年	月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①-②)	備	考
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		
年	月	円	円	円		

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

	区 分	見込金額		区	分	見込金額
		円				円
		円				円
収		円	支			円
		円				円
		円				円
		円				円
入		円	出			円
		円				円
		円		生活費(扶養親族	人)	円
1	収 入 合 計	円	2	支 出 合	計	円
3	納付(納入)可能基準額(①-②)	円				

【備考】

## 4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内 容	年	月	金額
		年	月	円
臨		年	月	円
時収		年	月	円
入		年	月	円
		年	月	円
		年	月	円
臨		年	月	円
時支		年	月	円
出		年	月	円
		年	月	円

## 5 今後1年以内に納付(納入)すべきことが見込まれる県税及び国税等

年	J	月	税	I	金	額	年	月	税	I	金	額
1	丰	月				円	年	月				円
1	丰	月				円	年	月				円
4	丰	月				円	年	月				円
3	丰	月				円	年	月				円

## 6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏 名	生 年 月 日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
			円	
			円	
			円	
			円	

## 7 分割納付(納入)年月日及び分割納付(納入)金額

納付(納	入)年	三月日	①納付(納入) 可能基準額	②季節変動等 に伴う増減額	③臨時的入出金額	④ 県 税 等 納付(納入)額	⑤分割納付(納入)金額 (① + ② + ③ - ④)
年	月	日	円	円	円	円	円 円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円
年	月	日	円	円	円	円	円

様式第18号の3 (その1)

## 徴 収 猶 予 処 分 通 知 書

 第
 号

 年
 月

 日

様

宮城県

所長 印

あなた(貴社)が 年 月 日付で申請した徴収の猶予については、下記のとおり許可・変更・不許可したので、地方税法第15条の2の2第1項(地方税法第15条の2の2第2項)の規定により通知します。

納付	年度	税	目	課	税番号	納期限		税	額		加算金	<b>3</b>	近滞金	滞納処分	<b></b>	備	考
付 (納入)							,		円		円		円		円		
1 1							,										
しなければならない徴収金						•	,										
はならな						•	•										
ない徴収						•	,										
金						•	•										
	猶う	予期	間			年	}	1	日か	ら	4	丰	月	日ま	で		月間
		年 月	日		納付(	納入)金額	i	年	月 日		納付(納入)	金額	年 月	月日	納付	(納入)	金額
納付						円						円					円
納入						円						円					円
計画						円						円					円
						円						円					円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分, 処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第18号の3 (その2)

## 徴 収 猶 予 取 消 通 知 書

 第
 号

 年
 月

 日

様

宮城県

所長 印

年 月 日付で徴収の猶予を許可した以下の徴収金については、地方税法第15条の3第1項第 号に該当し、徴収の猶予を取り消したので、同条第3項の規定により通知します。

あなたが納付(納入)しなければならない徴収金は 即時 納付(納入)してください。

納付	年度	税	目	課税番号	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備	考
付 (納入)						円	円	円	円		
なければ											
しなければならな											
ない徴収金											
金											
取											
HX.	,										
消											
理											
由											

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分, 処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第18号の4 (その1)

## 徴 収 猶 予 期 間 延 長 処 分 通 知 書

第号年月日

様

宮城県

所長 印

あなた(貴社)が 年 月 日付で申請した徴収猶予期間の延長については、下記のとおり 許可・変更しましたので、地方税法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

なお、「納付(納入)計画」にしたがつて、その期限までに納付(納入)してください。

あなたが納付(納入)しなければならない徴収金は 下記計画のとおり 納付(納入)してください。

納付	年度	税目	課	以税番号	納	期	限	税		額	加	算	金	延	滞	金	滞納処分	<b></b>	備	考
1 (納入)										円			円			円		円		
1																				
なければ																				
はならな							•													
しなければならない徴収金																				
金																				
	延上	長期 間			年		J	]	E	日から			4	F		月	日ま	で	,	月間
		年 月 日	3	納付(	納入)	金額	Ą	年	月	日	納	付 ()	納入)	金額		年 丿	月日	納付	(納入)	金額
納付						円								円						円
納入						円								円						円
計画						円								円						円
						円								円						円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十八号の四
(その三)
の次に次の一
一様式を加える。

## 様式第18号の5

く 本 は は は は に は に に に に に に に に に に に に に
(# F ( ) # V
+ + + + + + + + + + + + + + + + + + + +

様

宮城県

年 月 日付で提出のあつたあなた(貴社)の申請書又は添付書類については、地方税法第15条の2第6項(同法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、以下の補正内容に従い、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内に補正を行つてください。 日以内に補正を行つてください。 なお、この通知書を受領した日の翌日から起算して20日以内にこれらの書類の補正が行われない場合には、地方税法第15条の2第8項(同法第15条の6の2第3項において準用する場合を含む。)により、当該期間を経過した日において徴収の猶予(換価の猶予)申請を取り下げたものとみなします。

徭 Ħ 44  $\frac{1}{2}$ 8 8 1

鮏

\*

 $\mathbb{H}$ 

区

学

第年

Д

日台

严 加 프

 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日のり以内に知事に対して審査請求をすることができます。この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を推進する裁判があったことができます。とができます。とができます。とができます。たけ数判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。たける場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えとができます。
 (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の教行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急とき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 避けるため緊急の必要がある 知つた日の翌日から起算して を離れ後に、審査を被告として自合がが出てし、次に掲げてが、対に掲げ、対に掲げ、対が記述が

	備			of			徴 E.	計 3	滞益	琳		#	宮城県	
				海 %	除を		収系	氏名	在所	法	民名	往所	炭県	
	冰			が産	<u>щр</u>		徴 収 猶 予許可年月日	名称	住 所在地	法人番号	名称	住 所在地		
							年						平東	
							Я						寒	質
											-			大層分
														ご 辛 と
							差押							飲収酒予に伴り差押弊除申請書
							年 月				_			深田
														叫
											_			
							弁							弁
							Я							Э
											臣			
							Ш			\				Ш
助卖	女型 绺板	認定	螺型 金						様式第二十号(その三)					
成け金た	支給を受ける場合の名	認定を受けた	認定を受け						二十号					
を目	た称	た田	ける名称						(その					
									三申					
				0不動産)	の用に供する	る認定事業	に規定す	調査法に		関する	が革新に	業活動の	生及び産	素活力の再
								/>	を	(->		at det - C		
平		弁		<u></u>				(#	で動産が	に供する	Kの用に	本る事業	多数雇用	身障害者を
Я									`					
П		ш												

号外第10号	平成28年	3月31日	木曜日	宮 城	県	公	報		(24)
m)	然 4	***		譲	当金		様式第	一	
ì	名 称 及 び 代表者の氏名 法 人 番 号	住	市街地開3 (事業協F 組合の代3	譲渡予定年月日	組合員への譲渡子 定年月日		様式第二十号の四中 書 を 浴器 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪 悪	住 (所 在 地) 氏名 (名称及び 代表者の氏名) 個 人番号又は 1個人番 法 人 番 号	
			市街地開発組合の所在地及び名称 (事業協同組合等) 組合の代表者の住所及び氏名	譲渡予定年月日	組合員への譲渡 予 定 年 月 日		K	1個人番号の記載に当たつでは、左端を空棚とし、ここから記載し	納税者 住所 (所在地) 氏名(名称)
	田田		⊕	Ę				から記憶してくなめでも	- - ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	に改める。		٠	,-,	_			に改める。	٠
					* 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	様式第二十一号の七を次のように改める。 「3 か月」に改める。 様式第二十号の六、様式第二十号の九、様式第二十一号の三及び様式第二十一号の五中「60日」を		様式第二十号の五中( を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「 「 「 「 最出 に 最初 に の に に に に に に に に に に に に に

) 平	成28年	₹3	月31日	] 7	大曜	昌日		ī	宫	:	城	県		公		報						号外第	色10
式第21 <sup>-</sup>	号の 7																						
									换	価	0)	猶	予 申	1	請	書							
宫块	城県			Ī	所長	長殿	:																
地方和	税法第	15条	<b>の</b> 6の	2第	1項	質の規	定に	より,	以7	下の	とおり	)換価	の猶予	を	申請	します。							
申	生 ,	折																					
'	所在	电	電話番	号		(		)									申	請年	月日		4	年 月	]
請	氏名	名														印							
者	個人	釆 -	号 又 は	+ 注	λž	<b></b>		↓個ノ	人番号	号の	記載り	こあた	つては	t,	左端	を空欄と	し,	2 ک	から記	己載して	くた	さい。	
				1											<u></u>								
納付	年度	税	<u> </u>	課札	兇 ~	番号	納	期		限	税			額 円	加	算 金 円	延	滞	金 円 円	滞納処		費 備 円	
納								•	•													-	
<u> </u>								•	•														
すべい								٠	٠														
き徴収								•	•														
金																							
納	付(納	入)	すべき 難	県税の	のう	j ち, z	納付	 (納 <i>)</i>	()														
- 2	- FIG		天性					NY.	110														
徴収る時に納	金を- hdt (8	<u>.</u>																					
入) す   にょ	-ること り 事き	1																					
総活困事	続双維と	ま																					
る事	情系	) 																					
納	年	月	日	納~	付	(納)	入)	金額	年		月	日	納付	( ;	納入	)金額	年		月	日納	付	(納入	) 3
付								円								円							
納								円								円							
入																円							
_								円								ш							

期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間 猶 予 担保財産の詳細又は 提供できない特別の 事 情 □ 有 担 保 □ 無 添付する 書 類 □ 財産目録 □ 財産収支状況書 □ 収支の明細書 □ 担保関係書類

様式第21号の8
----------

換価の猶予期間延長申請書

宮城県

所長 殿

申請・	住所在	所地	電話番	<u>.</u>		(			)							-	申請生	年月	В		年	月	E
者	氏名	名称													印			, ,,			•	,•	
猶予	年月	度	锐 目	課	税	番	号 箱	納	期	ß	税		額	加	算	金	延	滞	金	滞納処	分費	備	老
期間													円			円			円		円		
の延長																							
を受い																							
けよう																							
とす																							
猶予期間の延長を受けようとする徴収金							+			-	+												
金									•	•													
猶た付る	期予金納となる。	受を																					
猶た付るき	予 金 額 を る (納 入 ) な な な	受を											 										
猶た付るき	予 金 額 を る (納 入 ) な な な	受を)がい											 									入)	金金
猶た付るき 内寸	予 金 術 入 が L な L L L L L L L L L L L L L L L L L	受を)がい由											 									入)	
猶た付るき	予 金 術 入 が L な L L L L L L L L L L L L L L L L L	受を)がい由						金額					 		金額							入)	
猶た付るき 納付(納入)	予 金 術 入 が L な L L L L L L L L L L L L L L L L L	受を)がい由						金額円					 		金額円							入)	円
がたける	予 金 術 入 が L な L L L L L L L L L L L L L L L L L	受を)がい由						金額円円円円					 		金額円円円円							入)	円円円
猶た付るき	予 金 術 入 が L な L L L L L L L L L L L L L L L L L	受を)がい由					入)	金額円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円				В	 		金智円円円	[				納付	(納	入 月間	円円

円

	カ9 (その		木曜日 宮	· 城 県	公 報			
				価 の 猶 予 タ	1. 分通知	書		
							第	号
							年	月 日
			様					
						宮城県	1	所長
<b>年</b> 度	税目	課税番号	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備る
ř	税目	課税番号		税額円	加算金 ———— 円	延滞金 ———— 円	滞納処分費 円	備
) -								
7								
£								
猶	予 期 1	ij .	年	月 日から	白	月	日まで	月
	左 日	日納付	(納入) 金額	年 月 日	納付(納入)	金額 年 月	月 日 納行	寸 (納入)
	年 月							(1132 4)
	平 月		円			P		(113) (7)
	平月		PI PI			H H		

円

□ 担保関係書類

□ 収支の明細書

円

□ 財産収支状況書

担保財産の詳細

□ 有

□ 無

□ 財産目録

担 保

提出する 書 類

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の 翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができま す。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分, 処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の9 (その2)

## 換 価 の 猶 予 取 消 通 知 書

 第
 号

 年
 月

 日

様

宮城県

所長 印

年 月 日付で換価の猶予を許可した以下の徴収金については、地方税法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第1項第 号に該当し、換価の猶予を取り消したので、同法第15条の5の3第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

あなたが納付(納入)しなければならない徴収金は 即時 納付(納入)してください。

納付	年度	税	I	課税番号	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備考
1 (納入)						円	円	円	円	
しなければならな										
はならな										
ない徴収金										
金										
Ŋ										

消理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の9 (その3)

## 換 価 の 猶 予 処 分 通 知 書

第号年月日

様

宮城県

所長 印

あなた(貴社)が 年 月 日付で申請した換価の猶予については、下記のとおり 許可・変更・ 不許可したので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項(同法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2第2項)の規定により通知します。

あなたが納付(納入)しなければならない徴収金は 下記計画のとおり 納付(納入)してください。

納付	年度	税	目	課	税番号	納期限	1	说 額	加算	金	延	E滞金	滞納処分	<b></b>	備	考
付 (納入)								円		円		円		円		
しなければならない徴収金																
はならた																
省い徴収																
金																
	猶	予期	間			年	月	日かり	ò	4	F	月	日ま	で		月間
		年 月	日		納付(	納入)金額	年	月 日	納付(	(納入)	金額	年 月	月日	納付	(納入)	金額
納付						円					円					円
納入						円					円					円
計画						円					円					円
						円					円					円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第21号の9 (その4)

## 換 価 の 猶 予 取 消 通 知 書

 第
 号

 年
 月

 日

様

宮城県

所長 印

年 月 日付で換価の猶予を許可した以下の徴収金については、地方税法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第1項第 号(同法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する同法第15条の3第1項第2号)に該当し、換価の猶予を取り消したので、同法第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。

あなたが納付(納入)しなければならない徴収金は 即時 納付(納入)してください。

納付	年度	税	I	課税番号	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備考
1 (納入)						円	円	円	円	
しなければならな										
はならな										
ない徴収金										
金										
Ŋ										

消理由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 様式第21号の10

換価の猶予期間延長処分通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

宮城県

所長 印

あなた(貴社)が 年 月 日付で申請した換価の猶予期間の延長については、下記のとおり 許可 ・ 変更 ・ 不許可 したので、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項(同法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2929)の規定により通知します。

なお、「納付(納入)計画」にしたがつて、その期限までに納付(納入)してください。

あなたが納付(納入)しなければならない徴収金は  $\mathbb{P}^{n}$  取 期 明 初付(納入)してください。

納付	年度	税	目	課税番号	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備考
付 (納入)						円	円	円	Р	]
しなければならない徴収金										
はならな										
ない徴収										
金										
	延上	長 期	間		年	月 日かり	<b>5</b> 4	年 月	日まで	月間
		年 月	日	納付	(納入) 金額	年 月 日	納付 (納入)	金額 年 〕	月日納	付(納入)金額
納付					円			円		円
(納 入)					円			円		円
計画					円			円		円
					円			円		円

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に審査請求の裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

式第三十七号の二中「60日」を「3か月」に改める。 十七号、様式第二十八号裏、様式第二十八号の二裏、様式第三十号の四、様式第三十二号の三及び様 様式第二十五号の二、様式第二十六号の三、様式第二十六号の五、様式第二十六号の七、様式第二

様式第三十八号の二中

	の内容	将华 (	承到		
麦甲		KH	⊞	KH	卧
年 年		年	弁	年	弁
月月	申告期限	Я	Я	Э	Л
日 から 日 延長承認	<b></b> 年	Π (		H	ار م ⊞
日 から 月間に変更 日 延長承認の取消し・廃止	月日	でいる。	r F m		三世祖田
地方税法施行令 第22条の4第2項 (同 第24条の4第4項) (同 第24条の4の3第1項)	(同 第72条の25第14項) (同 第72条の28第2項) (同 第72条の29第2項)	第72条の25第6   第72条の25第7	-税法第72条の25第2   第72条の25第4	(同 第72条の28第2項) (同 第72条の29第2項)	税法第72条の25 第72条の25

自年月日から月間延長     地方税法第72条の25第3項 (同第72条の25第5項)       東日年月日日について延長等年年月日日について延長等年年月日日について延長等年年月日日について延長等年年月日日から月間に変更を持ちずり。     地方税法第72条の25第2項(同第72条の25第4項)       本年月日日から月間に変更を持ち、第24条の4第2項を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	R 梵	人県日	拼	公人特別稅	ず業税・地方注	法人重
年 月 日 から 月間延長 (同 第72条の25第3 年 月 日 インいて延長 (同 第72条の25第5 年 月 日 について延長 年 月 日 について延長 年 月 日 から 月間に変更 4 月 日 から 月間に変更 (同 第72条の25第1 第24条の4 第 2 年 月 日 から 月間に変更 (同 第24条の4 9 2 (同 第24条の4 9 3 (同 第24条の24 9 3 ) (同	俗	届出の内		谷	承認等の内	
月 日 から 月間延長 (同 第72条の25第3 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第6 (同 第24条の4 第 (同 第24条の4 9 2 (同 第24条の4 9 2 (同 第24条の4 0 2 (同 第24条の4 0 2 (同 第81条の24第1 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 )	der KH	- KH	自 至	直 至	- 世	自至
日 から 月間延長 (同 第72条の25第3 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第6 (同 第24条の4第2 (同 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第1 (同 第81条の24第3 日 から 月間に変更 法人税法第75条の2第3 (同 第81条の24第3 日 から 月間に変更 法人税法第75条の2第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3	年 年	年年	年年	年年	年 年	年 年
日 から 月間延長 (同 第72条の25第3 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第5 (同 第72条の25第6 (同 第24条の4第2 (同 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の2 第1 (同 第81条の24第3 日 から 月間に変更 法人税法第75条の2第3 (同 第81条の24第3 日 から 月間に変更 法人税法第75条の2第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3	Я	月月	月月	月月	月申告期四	月月
地方税法第72条の25等3 (同 第72条の25等3 (同 第72条の25等2 (同 第72条の25等2 (同 第72条の25等4 (同 第72条の25等4 (同 第72条の25等4 (同 第72条の25等4 (同 第72条の25等1 (同 第72条の25等1 (同 第24条の4第2 (同 第24条の4の2 (同 第24条の4の2 (同 第824条の4の3 (同 第81条の24第1 法人税法第75条の2第1 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3 (同 第81条の24第3	日 から 日 延長承記			日 から 日 延長承認		_ ئم
353   33   11   3242   2 <u>1</u> 542   253	月間に変更忍の取消し・廃止	月間に変更	月間延長			月間延長
	人税法第75条の2第3 同 第75条の2第5 同 第81条の24第3	ယယ	人税法第75条の2第1 同 第81条の24第1	施行令 第24条の4第2 第24条の4第4 第24条の4の2 第24条の4の2 第24条の4の3	方秘法第72条の25第 2 同 第72条の25第 4 同 第72条の25第 6 同 第72条の25第 6 同 第72条の25第 11 第72条の28第 2	方税法第72条の25第 3 同 第72条の25第 5 同 第72条の28第 2

改める。

合計事業税額 仮装経理に基	
合計事業税額  仮装経理に基づく事業税額の  既に納付の確定した事業税額  租税条約の実施に係る事業税額  差引過不足事業税額  済 本 割  資 本 割  課 税 標  京得割に係る地方法人特別税  収入割に係る地方法人特別税  の装経理に基づく地方法人特別税	
合計事業税額  仮装経理に基づく事業税額の控除額  既に納付の確定した事業税額の控除額  租税条約の実施に係る事業税額の控除額  差引過不足事業税額  所 得 割  資 本 割  課 税 標 準  ボ得割に係る地方法人特別税  収入割に係る地方法人特別税  の装経理に基づく地方法人特別税額の控  反装経理に基づく地方法人特別税額の控	
会計事業税額    仮装経理に基づく事業税額の控除額	
では、一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一大・一	
マ 加 価 値 割 学 機 整 控 除 税 額 率	

		県 ER CE		<del>说</del> ——	
HH 1	⊞-	HH	Ш	州	Ш
- 年	年	年	年	年	年
	Э	Я	Я	Я	Я
一から 日 延長承認 <i>の</i>	ш	Ш %.5	À □	Н "	ζ, Π
の取消し・廃止		刀围忙笼芝	日開≀→旅市	刀甲匙	三型地質
(同 第75条の2第5項) (同 第75条の2第5項) (同 第81条の24第2項)	C 数 C C 发 L M 卡 法 I	] 第81条の24		1	法人税法第75条の2第1項

	28年	3月3.	I H	木曜日			<u> </u>	- 攻			<u> </u>	秘				-	<del></del>	第10	万
						を								_	٦				
仮装経理に	合計地方法人特別税	収入割に係る	所得割に係る			減少する事詞件う繰越控降	訳資	所	差引過不足事業税額	租税条約の	既に納付の私	仮装経理に	平成27年改〕	合計事業税額					
長づく地方法人	人特別税	収入割に係る地方法人特別税	所得割に係る地方法人特別税	課税		業税額のうち仮 余税額	本曹	得割	事業税額	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	既に納付の確定した事業税額	仮装経理に基づく事業税額の控除額	王法附則第8条	<b>資</b>		河の1週~、	大計日本	租税条約	既に納付
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額		·统	税	藤	地方法人特别税	減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に 伴う繰越控除税額				税額の控除額	額	の控除額	平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額			在91週个先辈刀(8人特別免费	日本大斗 / 特里爾	租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額	既に納付の確定した地方法人特別税額
無				税率	-	過大申告の更正に	収入割	付加価値割					余額			る鉄	6 %百	方法人特別税の控	<b>长人特別税額</b>
				然	-	- 11	=	=										皆除額	
				产															
		11	9	8	7 6	に、「60円」を「3 4	<b>3</b> 2		12	1 12			様式等		様式等		Hit	<del>///</del>	<u> </u>
		. 私募公社債等運用投資信託の収益の分 配	国外公社債等の利子等 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	公募公社債等運用投資信託の収益の分 配	公社債投資信託の収益の分配 郵便貯金利子		銀行預金利子 銀行以外の金融機関の預貯金利子	公社債利子	14 15 16 17 18 19	13 14 15 16 17 18 19 2 3 4 5 6 7 8 9 10	3 4 5 6 7		様式第三十九号の三表中   12 3 4   1 2 3 4	1 2 3 4	様式第三十九号の二中「60日」を「3か月」に改める。か月」に改める。	(1	新世界 7 平平市日本語 17 東日 12 東	租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額	既に納付の確定した地方法人特別税額
			20 — 差益	18	16 17	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 15 定期積金の給付補てん金	得	12 社債的受益証券の収益の分配		=			16 17 5 6	51	に 改 め			控除額	

改める。

9  $\infty$  $\neg$ S 4 ယ 10 門 信託以外の収益の分配 私募公社債等運用投資信託の収益の分 郵便貯金利子 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 国外一般公社債等の利子等 公社債投資信託のうち公募公社債投資 勤務先預貯金等の利子 銀行以外の金融機関の預貯金利子 銀行預金利子 特定公社債以外の公社債の利子 合同運用信託の収益の分配 19 18 14 12 16 17 15 1 の分配で公募以外のもの 差益 国外私募公社債等運用投資信託等の収 外貨建預貯金等の為替差益 掛金の給付補てん金 定期積金の給付補てん金 一時払養老保険・一時払損害保険等の 抵当証券の利息 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 特定目的信託の社債的受益証券の収益 貴金属の売戻し条件付売買の利益 に改 五十三号(その五)までの規定及び様式第百五十五号中「60日」を「3か月」に改める。

様式第四十八号中 様式第三十九号の四及び様式第三十九号の五中「60日」を「3か月」に改める。 主たる事務所 等の所在地 資は 本出 金資 の金の 又額

主たる事務所 等の所在地 資本金の額又は出資 金の額 貧 資本金の額及び資本 準備金の額の合算額 本積立金額 本金金 鄉 9 얦 法第72条の 適用 法第72条の 適用 法人区分 を に

号の五(その二)及び様式第六十一号の三中「60日」を「3か月」に改める。

様式第四十九号、様式第五十九号、様式第六十号の二、様式第六十号の五

(その一)、様式第六十

様式第六十二号の二中 納番 税号 を 課番 税号 に改める。

様式第六十七号(その二) 中 組合員に譲 渡日 譲年 渡 Ē  $\subset$ た目 に、

> 譲渡を受けた組合員の住 又は所在及び氏名又は名 所称

を

譲渡を受けた者の住所又は所在及び氏名又は名称

に改める。

号の九、様式第百五十号、様式第百五十三号(その一)、様式第百五十三号(その三)から様式第百 式第百八号、様式第百二十一号、様式第百二十三号の五、様式第百二十三号の六裏、様式第百二十三 様式第九十三号、様式第九十五号、様式第九十六号、様式第百号、様式第百二号、様式第百三号、 第七十二号、様式第七十二号の七、様式第七十三号、様式第八十五号から様式第八十七号までの規定、 様式第六十八号、様式第六十八号の四から様式第六十八号の八までの規定、様式第七十一号、

様式第百五十七号中「二年」を「三年」に、「二十万円」を「二百五十万円」に改める。

様式第百五十八号(その一)中

足 空 城 県 城 県 微税吏員 프 を に、「60日」

宮城県微税吏員

天

容

<u></u>

を「3か用」に改める。

法人区分

七十号(その三)までの規定、様式第百七十三号、様式第百七十四号、様式第百八十一号 七号、様式第二百九号、様式第二百十四号及び様式第二百十七号中「60日」を「 3 炒月」に改める。 様式第百八十四号、様式第百八十六号(その一)、様式第百九十号、 様式第百六十号、様式第百六十一号、様式第百六十七号、様式第百七十号(その一)から様式第百 樣式第百九十六号、樣式第二百 (その一)、

(施行期日)

附

1 に対する事業税(納税義務者が県内に住所又は居所を有し、かつ、当該住所又は居所が所得税法(昭 県外にある場合に限る。)の項を加える改正規定、第二十一条第二項第一号の改正規定、第三十四 の項及び自動車税(前項に該当する場合以外の場合であつて、かつ、所有者又は使用者の住所地が 和四十年法律第三十三号)第十五条、第十六条又は第十八条の規定の適用を受ける場合に限る。) の項とする改正規定、様式第二十号(その三)の改正規定、様式第二十号の四の改正規定、様式第 正規定、別表様式第四十四号の項の改正規定、別表様式第六十三号の二の項を別表様式第六十三号 条第一項中「第九項」を「第十四項」に改め、第五号を第十号とし、第四号の次に五号を加える改 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の表に個人の行う事業

規定は、公布の日から施行する。 様式第百五十八号(その一)の改正規定(「60日」を「3か月」に改める部分を除く。)及び次項の 第六十二号の二の改正規定、様式第六十七号(その二)の改正規定、 か月」に改める部分を除く。)、様式第三十九号の三の改正規定、様式第四十八号の改正規定、 二十号の五の改正規定、様式第三十八号の二の改正規定、様式第三十九号の改正規定(「60日」を「3 様式第百五十七号の改正規定、 様式

2 は、 改正前の宮城県県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについて 当分の間、改正後の宮城県県税条例施行規則の規定によるものとみなす

県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 〇宮城県規則第五十六号

# 県税に関する証明等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

に改正する。 県税に関する証明等手数料条例施行規則(昭和三十四年宮城県規則第七十四号)の一部を次のよう

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

宮

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 〇宮城県規則第五十七号

# 産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

に改める。 産業廃棄物税条例施行規則(平成十六年宮城県規則第百十三号)の一部を次のように改正する。 様式第二号、 様式第十号、 様式第十二号、様式第十四号及び様式第十六号中「60日」を「3か月」

## 附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

## ○宮城県規則第五十八号

# 核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

議申立て」と、「裁決」とあるのは「決定」と」及び「、「審査請求」とあるのは「異議申立て」と、 第五条第三項中「、様式第五号の二(その一)及び様式第十七号の二中「審査請求」とあるのは「異 核燃料税条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中

「裁決」とあるのは「決定」と」を削る。

- の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。 上記の納付すべき不足税額及び加算金については, Д 日までに同封
- 算して60日以内に知事に異議申立をすることができます。 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起
- いての取消しの訴えを提起することができます。 ます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立ての決定を経ることなく、この処分につ を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができ この処分について不服があるときは、この処分についての異議申立ての決定を経た後 異議申立ての決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県

を

- (1) 異議申立てをした日から3か月を経過しても決定がないとき。(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。 上記の納付すべき不足税額及び加算金については, Ы 日までに同封
- 算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起
- の取消しの訴えを提起することができます。 す。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分について 被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができま この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後 審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を

13

- (1) 審査請求をした日から3か月を経過しても裁決がないとき
- があるとき。 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

50)

改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第五十九号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

二条第一号中「教育委員会教育長」を「教育次長」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

別表第四号の表中防災栗駒の項を削り、同表宮城防災携帯一~五の項中

-

」「に改め、同表防災ヘリ宮城一の項の次に次のように加える。

陸上移動局

を

同

宮城防災携帯一一~一五 同 同 同

 $\stackrel{-}{\sim}$ 

規則第二十二条第一項の表に掲げる次長、同条第二項の表に掲げる

別表第四号の表宮城防災移動九二~九四の項中「移動」の下に「九○、」を加え、同表に次のよう

| 理事務所長

| 管理事務所内

附則

項の改正規定、同表に宮城防災携帯一一~一五の項を加える改正規定及び同表宮城防災移動九二~九この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第四号の表宮城防災携帯一~五の

訓令甲

四の項中「移動」の下に「九〇、」を加える改正規定は、公布の日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程

第一条 この訓令は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五条の二第一項第五号(趣旨)

(標準的な職)

(楊準)的右職)

及び同条第二項の規定に基づき、標準的な職及び標準職務遂行能力を定めるものとする。

第二条 標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとす

る。

	一項に規定する会計管理者の属する職制上の段階事並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
	という。)第四条第一項の表に掲げる事務局長及び同条第三項の表に城県労働委員会処務規程(昭和六十年宮城県訓令第一号。以下「規程」
	掲げる所長(地方振興事務所の地域事務所の所長に限る。)並びに宮ンター及び仙台土木事務所の所長に限る。)並びに同条第二項の表に
	(公務研修所、東京事務所、地方振興事務所、産業 日間大才をそのを含む、
	規定により置かれるものを含む。)、規則第二十七条第一頁の表に掲げる理事及び技監(規則第二十七条第八項の長、同条第五項の表に掲げる理事及び技監(規則第二十七条第八項の
	という。)第二十二条第一項の表に掲げる部長、局長及び医療健康局
部長	一 行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号。以下「規則」
標準的な職	職制上の段階

公

報

事の属する職制上の段階

本祭門、項の表に掲げる次長及び同条第三項の表に掲げる参順が表に掲げる所長(仙台十央県税事務所、保健環境センター、大河原温社事務所、農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、大河原温社事務所、北部土木事務所及び東部土木事務所の所長に限る。)、校上木事務所、北部土木事務所の技術専門校及び農業大学校の校長に限る。)、校長(消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学校の校長に限る。)、校長(消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学校の校長に限る。)、校長(消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学校の校長に限る。)、校長(消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学校の校長に限る。)、校長(消防学校、仙台高等技術専門校及び農業大学校の校長に限る。)、校長(消防学校、仙台二木事務所の地域事務所の副所長に限る。)、反び技術を事人で国家に掲げる研究連携推進監並びに同条第二項の表に掲げる参事及び技術参事(規則第二十七条第一個大振興事務所の地域事務所の副所長に限る。)、同条第二項の表に掲げる所、保健環境センター、保健項の表に掲げるが長及び同条第三項の表に掲げる参事の属する職制上の段階

談センター、リハビリテーション支援センター、精神保健福祉セン 物愛護センター、保健所、子ども総合センター、児童相談所、女性相 所を除く県税事務所、環境放射線監視センター、 のを含む。)、第二十七条第一項の表に掲げる所長(仙台中央県税事務 監及び契約管理専門監、同条第五項の表に掲げる副参事、技術副参事 仙台中央県税事務所、東京事務所、保健環境センター、保健福祉事務 ター、大阪事務所、計量検定所、農業改良普及センター、病害虫防除 及び総括専門検査員(規則第二十七条第八項の規定により置かれるも 事業管理計画専門監、農地集積指導専門監、施設管理指導専門監、土 門監、農業普及指導専門監、水田営農専門監、監視伝染病対策専門監、 護政策専門監、子育て政策専門監、雇用推進専門監、農林水産政策専 門監、緑化推進専門監、廃棄物対策専門監、消費者相談専門監、男女 に限る。)、場長(畜産試験場の場長に限る。)、副所長(公務研修所、 務所の所長に限る。)、園長、館長、校長(高等看護学校、仙台高等技 ター、気仙沼土木事務所、港湾事務所、下水道事務所及びダム総合事 所、家畜保健衛生所、王城寺原補償工事事務所、林業技術総合セン 木政策専門監、港湾振興専門監、空港振興専門監、住宅管理指導専門 共同参画推進専門監、社会福祉指導監査専門監、医療政策専門監、介 術専門校を除く職業能力開発校及び宮城障害者職業能力開発校の校長 に掲げる危機対策企画専門監、企画・評価専門監、原子力防災対策専 規則第二十二条第一項の表に掲げる課長及び室長、同条第三項の表 北部土木事務所及び東部土木事務所の副所長に限る。)、 農業・園芸総合研究所、水産技術総合センター、大河原 大河原土木事務所、北部土木 食肉衛生検査所、動

> 川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、 及び用地専門監並びに同条第七項の表に掲げる総括研究員並びに規程 限る。)、同条第三項の表に掲げる副部長、同条第五項の表に掲げる保 事務所、地方振興事務所の地域事務所及び気仙沼水産試験場の部長に 務局長の属する職制上の段階 びに宮城県収用委員会運営規則(昭和四十七年宮城県収用委員会規則 第四条第二項の表に掲げる課長及び同条第三項の表に掲げる副参事並 導専門監、水産振興専門監、漁港整備専門監、監視伝染病対策専門監 健医療監、同条第六項の表に掲げる検査精度管理専門監、農業普及指 務所の副所長に限る。)、技術副所長及び部長(保健福祉事務所の地域 所の所長に限る。)、支所長、場長、副所長(保健福祉事務所の地域事 表に掲げる所長(県税事務所の地域事務所及び土木事務所の地域事務 ンター及び仙台土木事務所の部長に限る。)及び局長、同条第二項の 地方振興事務所、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所、古 第一号。以下「運営規則」という。)第十一条第二項の表に掲げる事 (仙台中央県税事務所、保健環境センター、保健福祉事務所、保健所、 水産技術総合セ

所長に限る。)、次長及び技術次長、同条第三項の表に掲げる所長代理 副校長(高等看護学校、仙台高等技術専門校を除く職業能力開発校及 所及び松島公園管理事務所の所長に限る。)、次長、技術次長、副園長、 規則第二十七条第一項の表に掲げる所長(防災ヘリコプター管理事務 の属する職制上の段階 掲げる課長補佐及び同条第三項の表に掲げる主幹並びに運営規則第十 席指導員、主任研究員及び主任指導員並びに規程第四条第二項の表に 長代理に限る。)並びに同条第七項の表に掲げる上席主任研究員、上 木事務所払川ダム管理事務所及びダム総合事務所のダム管理事務所の ター、東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所、気仙沼土 センター、大阪事務所名古屋産業立地センター、 所長(仙台中央県税事務所扇町出張所、東京事務所観光物産サービス び宮城障害者職業能力開発校の副校長に限る。)、所長代理及び部長 検査員(規則第二十七条第八項の規定により置かれるものを含む。)、 条第五項の表に掲げる上席専門検査員、主幹、技術主幹及び主任専門 佐、同条第四項の表に掲げる政策調査員及び食の安全安心推進員、 (大阪事務所名古屋産業立地センター及び仙台人材開発センターの所 (消防学校及び農業大学校の部長に限る。)、同条第二項の表に掲げる 条第二項の表に掲げる事務局次長及び同条第三項の表に掲げる主幹 規則第二十二条第一項の表に掲げる課長補佐、室長補佐及び技術補 仙台人材開発セン 同 課長補佐

む。)、同条第四項の表に掲げる企画員並びに規則第二十七条第一項及一び技術主査(規則第二十七条第八項の規定により置かれるものを含一規則第二十二条第五項の表に掲げる主任主査、専門検査員、主査及一主任主査

仙台高等技術専門校及び農業大学校の副校長に限る。)、副場長、部長事務所及び東部土木事務所の技術副所長に限る。)、副校長(消防学校、

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 

四

説明・調整

 $\equiv$ 判断 部長

倫理

標準的な職

			項の表に掲げる主事の属する職制上の段階
			医師並びに規程第四項の表に掲げる主事並びに運営規則第十一条第三
=			及び技師(獣疫衛生主任)並びに規則第二十七条第九項の表に掲げる
			技師(寮母主任)、技師(看護補助主任)、技師(試験検査補助主任)
			主任)、技師 (調理主任)、技師 (農場業務主任)、技師 (機械操作主任)、
			話交換主任)、技師(巡視主任)、技師(庁務主任)、技師(甲板業務
_	二次長		定により置かれる主事(事務補主任)、技師(運転技術主任)、技師(電
			疫衛生)並びに規則第二十二条第七項及び規則第二十七条第九項の規
			技師(寮母)、技師(看護補助)、技師(試験検査補助)及び技師(獣
			師(甲板業務)、技師(調理)、技師(農業業務)、技師(機械操作)、
六			転技術)、技師(電話交換)、巡視長、技師(巡視)、技師(庁務)、技
		主事又は技師	六 規則別表第一の表に掲げる主事、技師、主事(事務補)、技師(運
			に提ける主任主査及び主査の雇する職制上の段階
五.			易ずっとく、こと)る。 っぱり こうと背の表に掲げる主任主査及び主査並びに運営規則第十一条
			主任、副主任研究員、副主任指導員及び研究員並びに規程第四条第三の第二項の表に掲ける企画員、同条第七項の表に掲ける事務長、教務
-	-	-	

## (標準職務遂行能力)

第三条 前条の表の下欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、次の表の上欄に掲 職ごとに、同表の下欄に掲げるとおりとする。

- P (E)	て、迅速に適切な判断を行うことができる。部局の責任者として、その重要課題につい	ができる。 重要課題について基本的な方向性を示すこと 馬的な視野と将来的な展望に立って、部局の 所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、大	勢で職務を遂行することができる。もに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿もに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚な姿部局の重要課題に責任を持って取り組むとと	標準職務遂行能力	<sup>卑職</sup> 移遂行館 力に、 めの 妻の 上欄に 捧ける 標準的 な		に運営規則第十一条第三七条第九項の表に掲げる	(1) (大師(機械操作主任)、(2) (大師(機械操作主任)、大師(電響転技術主任)、技師(電響を技術主任)、技師(電響を持続主任)、技師(電	川高ニト いた高 L 真 )見 、検査補助) 及び技師(獣 ・一一一般械操作)、 ・一、一、大師(機械操作)、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別等十一条第三項の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の表別の	表に掲げる事務長、教務
					ロ な 	, L					
	三課長							二次長			
$\equiv$	_	六	五.		四	三	=	_	六	五	
企画・立案	理	組織統率	業務運営		説明・調整	断	構想	<b>倫</b> 理	組織統率	業務運営	
所管する行政課題を的確に捉え、実現可能性務を遂行することができる。	課の課題に責任を持って取り組むとともに、	を発揮し、部下を統率して組織の成果を挙げ職員が能力を最大限に発揮できるよう指導力きる。	レエー	く調整を重ね、相互理解と合意形成を図るこし、困難な状況にあっても、関係者と粘り強に、組織方針の実現に向けて、部局長を補佐		いて、迅速に適切な判断を行うことができる。担当分野の責任者として、その重要課題につ	いて基本的な方針を示すことができる。の将来を見据えて、担当分野の重要課題につ所管行政を取り巻く状況を的確に把握し、県	な姿勢で職務を遂行することができる。とともに、高い倫理観を有し、誠実かつ謙虚とともの重要課題に責任を持って取り組む	できる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	まる。 用や業務見直しに率先して取り組むことがで用や業務見直しに率先して取り組むことがで	互理解と合意形成を図ることができる。

 $\equiv$ 

協調性

係を構築している。

上司や同僚、他部局等の担当者と協力的な関

企画・課題対応

担当業務の問題点を把握し、効果的な施策を

企画・立案することができる。

謙虚な姿勢で職務を遂行することができる。

四

折衝・応対

			<u> </u>		-72		TIA			7   7   7   10   3	_
<b>1</b> .						四					
主任主査						課長補佐					
_	六	五	Щ	三	二	_	六	五	Д	三	T
倫理	人材育成・活用	業務遂行	説明・調整	判断	企画・立案	倫理	組織統率・人材育成	業務運営・遂行	説明・調整	判断	
を持って業務に取り組むとともに、誠実かつ所属組織における監督的立場を自覚し、責任	うことができる。	遂行することができる。 管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を 管理を行い、課題解決に向けて適切に業務を	形成を図ることができる。 形成を図ることができる。 担当業務について論理的な説明を行うととも	担当業務について、適切な判断を行っている。	策を立案することができる。 担当する行政課題を的確に捉え、効果的な政	職務を遂行することができる。 地当業務の第一線において責任を持って課題	に合わせた指導・育成を行うことができる。 業務配分と進捗管理を行うとともに、人間性 部下が能力を最大限に発揮できるよう適切な	を遂行することができる。を遂行することができる。	できる。できる。	適切な判断を行うことができる。 課の責任者として、組織目標の達成に向けた	
○宮城県訓令甲第七号	この訓令は、平成二元定める。	第四条 この訓令に定さ					六 主事又は技師				

 $\equiv$ 

協調性

四

折衝・応対

解を得ることができる。

担当業務について課題を客観的に整理し、

等と協働して業務を遂行することができる。 県の方針や上司の指示を正しく理解し、同僚  $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 

企画・課題対応

担当業務に関する知識・技術を学び、業務に

かつ謙虚な姿勢で職務を遂行することができ 責任を持って業務に取り組むとともに、誠実

活用している。

倫理

Ŧī.

業務遂行

遂行することができる。

理、把握し、改善意欲を持って確実に業務を 所属組織の目標達成に向けて業務全体を整 分な理解と納得を得ることができる。

担当業務について、相手の意向を正しく理解

したうえで的確な説明を行い、関係者から十

**弗四条 この訓令に定めるもののほか、標準的な職及び標準職務遂行能力に関し必要な事項は、別に** (その他)

Ŧī.

業務遂行

業務を遂行することができる。 担当業務について改善に取り組み、

積極的に

定める。 附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(42)次のように改正する。 ○宮城県訓令甲第八号 改める。 のように改正する。 ○宮城県訓令甲第九号 城県後期高齢者医療審査会の項中 公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 この訓令は、 第十九条中「若しくは土木事務所地域事務所」を削る 第四条に次の一号を加える 第一条中「食の安全安心推進専門監及び」を削る。 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令甲第九号) 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。 別表宮城県仙南保健所運営協議会の項から宮城県気仙沼保健所運営協議会の項までを削り、 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号) 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成二十八年三月三十一日 平成二十八年三月三十一日 平成二十八年三月三十一日 通算して一年以上動物の愛護及び管理に関する行政事務に従事した者 附 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令 公印規程の一部を改正する訓令 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令 則 平成二十八年四月一日から施行する。 保健福祉部長 宮城県知事 宮城県知事 宮城県知事 を 村 のに限る。) 福祉部長が指名するも 保健福祉部次長(保健 村 村 井 井 井 嘉 嘉 嘉 の一部を次 浩 の一部を 浩 浩 同表宮 に 同表2の項中 ○宮城県訓令甲第十号 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。 文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 別表第二号の表1の項中 公印規程 平成二十八年三月三十一日 附 則 (昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号) 育委員 育委員 教 教 育 育 長会教 長 会 教 教 育 長宮城県教 教 育 長宮城県教 を 教教宫 教教宫 育次長 岸 育 育 城 次育观長庁県 を の一部を次のように改正する。 教 教 宮 教 教 宮 育次長 岸 県 育次長 宮城県知事 に改める。 に改め、 村 井 嘉 浩

宮 報 号外第10号 (43)平成28年3月31日 木曜日 ○宮城県訓令甲第十一号 様式第五十四号中 宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。 宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。 別表第一第二号(2)中「商経第 文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。 収入割 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 既に納付の確定した事業税額 貧 資本金の額及び資本準備金の額の合算額 貧 平成二十八年三月三十一日 差引過不足事業税額 仮装経理に基づく事業税額の控除額 合計事業税額 内訳 附 宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 文書規程の一部を改正する訓令  $\forall$ 金の 貧 严  $\forall$  $\forall$ 爭 号号 些 豐 繈  $\succ$ 金  $\bowtie$ の額 金等 Ĩ+  $\oplus$ 鄉 Œ 中小企業支援室」に改める。商工金融課 資本金の額又は出資金の額 繈 貧 얦 貧 9 金 \* 9 号 繈 繈 111 以 立 | 抽 商工経営支援課」を  $\succ$ 甪 金 宮城県知事 痼 豐 빨 얦 繈 村 井 に、 重加算対象所得金額 減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う繰越控除税額 利子割還付額 この処分により納めるべき県民税額 過不足法人稅割額 均等割額 嘉 過不足均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 浩 を

地方法人特別税   税率   税率   税率   税率   税率   税率   税率	税率 税額
関する計算の割益率利子・制御に	
関利   利子割額	利子割額 控除した金 控除しされ: 既に還付請求: 現 足 税 事 業 税

重加算金 不申告加算金 租税条約の実施に係る地方法人特別税の控除額 既に納付の確定した地方法人特別税額 合計地方法人特別稅 収入割に係る地方法人特別税 差引過不足地方法人特別稅額 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 過小申告 加 算 金 加重分 쁘 分割基準 # 灬 売 凩 牃  $\vdash$ 揿 III. 揿 軌道等 本県 総数 総数 本県 本県 従業者, 事務所等, 固定資産価格, 発電用固定資産 軌道延長

附即

報

この訓令は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

# 本人確認情報の管理に関する規程の一部を改正する訓令

する。本人確認情報の管理に関する規程(平成十四年宮城県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正本人確認情報の管理に関する規程(平成十四年宮城県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正

委託の基準(第二十条-第二十二条)」を「第七章「委託の基準(第二十四条-第二十六条)」に、「(第十二条-第十九条)」に、「(第十七条-第十九条)」を「(第二十条-第二十二条)」に、「第六章目次中「第九条」を「第十条」に、「(第十七条-第十九条)」を「(第十一条)」に、「(第十一条-第十六条)」を

「第七章 雑則(第二十三条)」を「第八章 雑則(第二十七条)」に改める。

第二十五条とし、第二十条を第二十四条とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。第二十三条を第二十七条とし、第七章を第八章とし、第二十二条を第二十六条とし、第二十一条を

第二十三条 セキュリティ責任者は、住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティの確保のた第六章 セキュリティの確保

次に掲げる事項を実施するものとする。

一 操作者の指名等

一 第十二条第一項第二号に掲げる機器の利用状況の記録

操作者管理簿の作成

条第一項各号」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。確認情報管理責任者」に改め、同条を第二十条とし、第十六条中「第十一条第一項各号」を「第十二を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条第二号中「セキュリティ責任者」を「本人を第二十二条とし、第十七条第二号中「セキュリティ責任者」に改め、同条

(機器の管理及び運用)

第十八条 アクセス管理責任者は、第十二条第一項各号に掲げる機器の適切な管理及び運用を図るた

(セキュリティ責任者の責務)

必要な事項を定めなければならない

第十九条 セキュリティ責任者は、前条の規定によりアクセス管理責任者が定める事項を遵守しなけ

二条第一項各号」に改め、同条を第十四条とし、第六条から第十二条までを一条ずつ繰り下げ、第五第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条中「第十一条第一項各号」を「第十ればならない。

(本人確認情報管理責任者

条の次に次の一条を加える。

任者を置き、業務担当課等の長をもって充てる。第六条業務担当課等において本人確認情報の安全な業務管理を実施するため、本人確認情報管理責

2 を担当する者に限る。)が、 本人確認情報管理責任者に事故があるときは、 その職務を代理する。 当該業務担当課等の長の次席の職にある者

この規程は、 平成二十八年三月三十一日から施行する。

## 宮城海区漁業調整委員会 訓令甲・ 企業局 ・議会・人事委員会・監査委員

○宮城県訓令甲第十三号

○宮城県議会訓令甲第一号 ○宮城県企業局管理規程第二号

○宮城県人事委員会訓令第二号

○宮城県監査委員訓令第二号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

城 県 知 事 村 井 嘉

城県公 営企業管 理 者 犬 餇

城 県 議 会 議 長 安 部

宮

宮 宮

城県人事委員会委員 県代表監 査 委員 工 小 藤 Ш 鏡 竹

宮 宮

城

宮城海区漁業調整委員会会長 畠 Щ 喜 勝

# 職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のよ うに改正する 職員安全衛生管理規程(平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第 平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十

項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施」を加え、同項中第六号を第八号と 第十六条第一項中「第一号」の下に「のうち健康診断の実施及び第三号のうち法第六十六条の十第

施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。 一項に規定する面接指導及び法第六十六条の九に規定する必要な措置の実

第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、

第一号の次に次の二号を加える

三 条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同

(庶務

すること。

三号に係る部分を除く。)に限る。)は、平成二十八年三月三十一日から施行する。 六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に二号を加える部分(第 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定 (同項中第

## 告 示

## ○宮城県告示第三百四十三号

県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井

嘉

浩

# 県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示

のように改正する。 県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱(平成十五年宮城県告示第三百十号)の一部を次

る不作為」に改め、「異議申立書又は」を削る。 くは利用停止決定等」を「、利用停止決定等若しくは開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係 第四条①二中「行政文書の開示決定等」の下に「若しくは開示請求に係る不作為」を加え、「若し

子 男 孝 章 浩

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する

## ○宮城県告示第三百四十四号

部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する 平成十五年宮城県告示第三百十一号 (行政文書の写し等に対して負担しなければならない費用)

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本文中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に改める。